

高松地方裁判所

受 験 案 内

令和 7 年度 執行官採用選考 (第 1 回試験 A 選考)

1 日 程

(1) 受付期間・試験日等

受付期間	7 月 1 5 日（火）～7 月 2 8 日（月）（7 月 2 8 日必着） ◎ 申込書は、簡易書留郵便で提出してください（持参可）。		
筆記試験	試験日時	8 月 1 5 日（金）	
		択一式試験	（1 0：3 0～1 1：3 0）
		論文式試験	（1 3：0 0～1 6：0 0）
	試験場所	高松地方裁判所（又は、受験票で別途指定する場所）	
	試験種目	筆記試験（択一式）	憲法、執行官法、民事訴訟法、民事保全法及び刑法各 2 問、民法及び民事執行法各 5 問（全 2 0 問）
		筆記試験（論文式）	民法、民事訴訟法及び民事執行法各 1 問（全 3 問）
		憲法、執行官法、民法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法及び刑法に関する理論、実務知識及びそれらの応用能力について、筆記試験を行います。論文式試験においては、六法の使用を認めます。	
なお、裁判に関する事務を行うために必要とされる国家試験（後掲「注意事項」7 参照）に合格した者等については、筆記試験の一部又は全部を免除されることがあり、該当者に対しては、免除の範囲等を別途通知します。			
また、各試験の成績が一定の水準に達しないときは、不合格とすることがあります。			
面接試験	筆記試験の合格者に対し、 9 月上旬までに試験日時等を通知します。		
	試験場所	高松地方裁判所	

(2) 合格者発表

合格発表	選考合格者に対し、9 月下旬までに通知します。
------	-------------------------

2 選 考 資 格

法律に関する実務を経験した年数が通算して 10 年以上である者 (男女不問)

* 詳細については、別記参照

ただし、次に該当する者は、選考の対象から除く。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 38 条の規定に該当する者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 等

3 採用予定日及び採用予定人員等

採用予定日	令和 8 年 4 月 1 日
採用予定裁判所	高松地方裁判所（支部を含む。）
採用予定人員	1 人 程 度

4 選考申込方法

選考申込方法	次の応募書類に所要事項を記入し、高松地方裁判所事務局総務課人事第一係宛てに簡易書留郵便で提出してください（持参可）。 ・選考申込書（3か月以内に撮影した写真を貼ったもの） ・選考資格に係る申告書 ・返信用封筒（郵便番号、住所、氏名を記載の上、110円切手を貼ったもの） ＊ 選考申込書及び選考資格に係る申告書は、上記の係で交付しています。
--------	---

注意事項

- 1 選考資格に係る申告書を提出しない場合には、選考申込みを受け付けません。
- 2 選考資格に係る申告書の記載に不備がある場合、所定の期間内に補正をするよう求め、この間に補正がなされないときは受験を認めないことがあります。
- 3 いかなる場合にも、提出された選考申込書、選考資格に係る申告書等は返還しません。
- 4 受験申込者に対して、所定の期間内に選考資格に係る証明書の提出を求めますが、この期間内に当該証明書が提出されない場合には、選考試験の受験を認めないこと又は選考試験の合格を取り消すことがあります。
- 5 論文式試験においては、判例又は解説のないもの1冊に限り六法の使用を認めます。ただし、書き込みや付せん、インデックスの貼付のあるものは使用を認めません（六法の貸出しはありません。）。
- 6 筆記試験及び面接試験の成績が一定の水準に達している者がいない場合には、全員不合格となる場合があります。
- 7 裁判に関する事務を行うために必要とされる国家試験とは、司法修習生考試、簡易裁判所判事選考試験、副検事選考試験、司法書士試験及び弁理士試験をいいます。
- 8 選考合格者には、必要に応じ、健康診断の受診を求める場合があります（費用は自己負担）。

執行官に採用されると……

職務内容	執行官は、動産執行、不動産執行事件における現況調査、土地建物の明渡しの執行、保全処分の執行など民事訴訟法、民事執行法、民事保全法その他の法令において執行官が取り扱うべきものとされている事務等を行います（執行官法（昭和41年法律第111号）第1条参照）。 執行官は、原則として1人で債務者の居宅や差押物件に赴き、これらの職務を各種法律に基づいて厳正に行います。
収入	執行官は、その職務の執行につき、手数料を受け、また職務の執行に要する費用の支払又は償還を受ける（執行官法第7条参照）ことができます。国庫から給与や諸手当が支給されることはありません。また、個人として国民健康保険に加入することになります。なお、執行官は、収入の中から自己の負担により事務員の人件費等の経費を支出することになります。
退職	当裁判所では、令和5年度より、満68歳で退職する扱いとなりました。

* 問合せ先

高松地方裁判所事務局総務課人事第一係

〒760-8586 高松市丸の内1番36号

（電話）087-851-1538 内線3025

(別記)

法律に関する実務について

- 1 次の実務は、「法律に関する実務」として扱われます。
 - (1) 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(一)、同項第3号に規定する税務職俸給表、同項第4号イに規定する公安職俸給表(一)及び同項第4号ロに規定する公安職俸給表(二)の適用又は準用を受ける職員としての実務
 - (2) 弁護士、弁理士、司法書士又は不動産鑑定士としての実務
 - (3) 銀行、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合における実務
- 2 1の実務を経験した年数が通算して10年以上である者以外の者については、その者の経歴、資格等に基づき、高松地方裁判所執行官採用選考委員会が、法律に関する実務を経験した年数が通算して10年以上である者に該当するか否かを個別に審査します。
- 3 法律に関する実務の経験年数は、採用予定日を基準日として判定されます。